

2008 年 5 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

アストモスエネルギー株式会社

企業会計基準公開草案第 25 号(企業会計基準第 9 号の改正案)「棚卸資産評価に関する会計基準(案)」に対するコメントについて

貴委員会の 2008 年 3 月 31 日付公開草案「棚卸資産評価に関する会計基準(案)」につき、下記のとおりコメントを提出します。

## 記

## 1. 後入先出法廃止の影響について

## (1) 後入先出法の意義

弊社は、2006 年 4 月に事業統合を経た会社でございますが、存続会社・被存続会社共に LPG を取り扱っており、後入先出法を継続適用しております。

現在、LPG の国内販売価格は LPG 国際価格と連動して設定されており、その価格は概ね前月の輸入 LPG 価格を基準としています。これら価格の前提から、後入先出法による売上原価の算定において前月の LPG コストが反映されるため、収益と売上原価が適正に対応しており、いわゆる在庫保有利益を排除した期間収益を算定することが可能となっております。このことから、後入先出法は、その収益構造に適合した棚卸資産の評価方法であると考えております。

## (2) 法定備蓄在庫

在庫保有利益に関係する重要事項として、LPG の輸入元売では LPG 備蓄義務により 50 日分の在庫を保持しなければならないという背景があります。

## (3) LPG 価格の現状と在庫保有利益

LPG の国際価格は、原油価格にほぼ連動して決まる要素が強く、LPG 価格(CP)は 800 ドルを超えたレベルにあります。このような環境下において後入先出法が廃止されると、弊社のように後入先出法を採用してきた企業は、在庫保有利益が一時期に発生します。日本では確定決算主義が採用されているため、会計上後入先出法が廃止されると、税務上も後入先出法が認められなくなることが容易に想定され、法人税負担増が懸念されます。

以上のことから、棚卸資産の評価方法において後入先出法を廃止する案については、長年後入先出法を採用してきた特定の企業に、与える影響が大きく、その対策を併せて会計基準に織り込んでいただきたいと考えます。

## 2. 具体的な会計制度上の対応についての提案

### (1) 後入先出法を継続適用する案

米国における対応を参考に、注記事項として

- ① 期末時点での貸借対照表上の在庫評価額と時価との差額を明記する。
- ② 期初在庫を取り崩した場合、期中の在庫取り崩しによる在庫保有利益の金額、および当該金額の計算方法を明記する。

また、欧州各国の事例に準じた方法として、対象とする財務諸表について個別(単体)の決算では後入先出法の継続適用を認容するという措置も選択肢のひとつとして可能であると考えております。

### (2) 後入先出法を廃止する場合の対策案

- ① 適用初年度における在庫評価益の純資産への計上を認める。
- ② 経過措置の期間を特例措置として考慮する。

## 3. 税務上の対応について

ここ数年で、LPG 価格が急騰しており、在庫保有利益も極めて大きな金額となっています。後入先出法が廃止された場合には、現金収入を伴わない莫大な在庫保有利益が発生します。この利益に対する税負担が発生しますと、財務体質の悪化を招き、事業活動に大きな影響が出る可能性があります。

会計基準の国際的なコンバージェンスについては理解できるものの、その結果弊社のような企業に大きな税負担が生じることは、コンバージェンス本来の趣旨とは異なるものと理解しております。

したがって、このような税負担の回避については十分にご配慮をいただきたいと考えております。

以 上